

コンプライアンス

The FUJITSU Wayの行動の規範に則り、コンプライアンスの徹底を図っていきます。

コンプライアンスの徹底

富士通グループでは、The FUJITSU Wayの「行動の規範」において法令および社会規範の遵守の姿勢を明確に打ち出しているほか、社内規範として遵守されるべき事項を定め、社員に周知・徹底することでコンプライアンスの徹底を図っています。



The FUJITSU Wayを記した「スモールカード」を作成、グループ全社員に配付することで、お客さまやお取引先への対応や日々の仕事の判断で迷った際に立ち戻るべき原理・原則を確認できるようになりました。

The FUJITSU Way「行動の規範」について

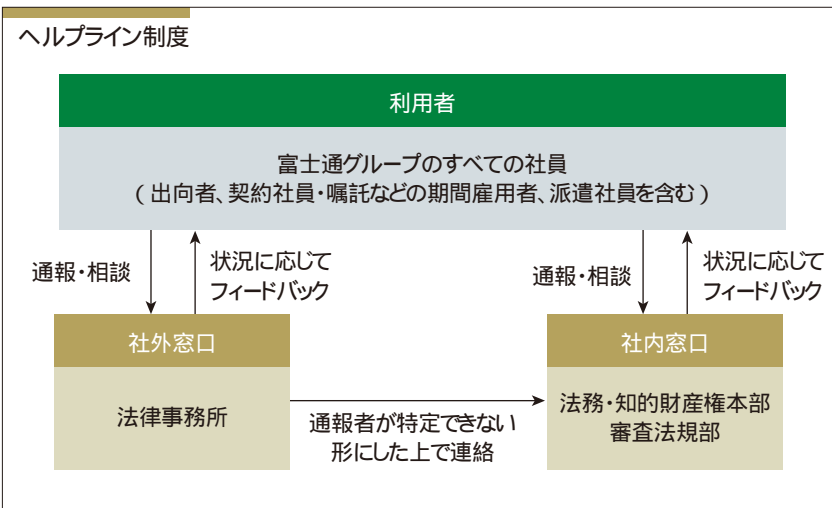
富士通グループの一人ひとりの社員がいかに行動すべきかという原理・原則、基本的な価値観を「The FUJITSU Way」の「行動の規範」で示しています。行動の規範は右記の6つの規範で構成されています。

ヘルプライン制度

富士通グループは、2004年9月より、社員からの内部通報・相談の仕組みとして「ヘルプライン制度」を設け、「行動の規範」の徹底に努めています。

ヘルプライン制度は、The FUJITSU Wayの「行動の規範」に則って業務を遂行する際に判断に迷った場合や違反の疑いのある行為について通常の職制を通じて報告できない場合、あるいは法令や社会規範に照らして疑問が生じた場合に報告・相談を受け付ける制度で、富士通グループのすべての社員(出向者、契約社員・嘱託などの期間雇用者、派遣社員を含む)を対象としています。

社員からの報告・通報は、The FUJITSU Wayを実践し、また法令を遵守するための行為であり、事業活動や経営を改善していく契機となります。従って、富士通グループは、通報を理由に通報者が不利益な取り扱いを受けることを一切禁止しています。また、通報者が特定されないよう、情報の取り扱いには細心の注意を払っています。



The FUJITSU Way Code of Conduct 「行動の規範」

人権を尊重します

一人ひとりの人権を尊重し、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障害、性的指向などによる不当な差別やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害行為をしてはならない。また、そのような行為を助長し許容してはならない。

法令を遵守します

国内、海外を問わず、法および社会規範を遵守し、いかなる場合もこれらに違反してはならない。

機密を保持します

社内で保有、流通している情報は、自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報など、その種類に応じて適切に利用、管理しなければならない。

知的財産を保護します

知的財産は、企業活動を支える重要な経営資産であることを理解し、その権利の法的意味をよく認識した上で、権利の取得・確保、活用に努め、自社の権利を守るとともに、他社の知的財産を尊重する。

収賄等を行いません

業務上の立場を利用し、個人の利益追求を行ってはならない。

公正な商取引を行います

お客様、取引先および競争会社への対応は、いかなる場合も公正でなければならない。